



税務署長 殿
平成 年 月 日提出

相続税特例物納申請書

平成 年 月 日付第 号で許可された相続税の延納について、下記のとおり特例物納を申請します。
記

〒 (住所)
(氏名) 印
(職業) (電話)

1 特例物納対象税額等

特例物納対象税額	特例物納申請税額 (特例物納の許可を求めようとする税額)	特例物納申請後の分納税額 (-)
円	円	円

2 特例物納対象税額等の内訳

特例物納対象税額			特例物納申請税額			特例物納申請後の分納税額			分納期間	分納期間	
分納期間	不動産等に係る 延納相続税額	動産等に係る 延納相続税額	計	不動産等に係る 延納相続税額	動産等に係る 延納相続税額	計	不動産等に係る 延納相続税額	動産等に係る 延納相続税額	計	分納期限	分納期間
第1回	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平成 年 月 日	第1回
第2回										年 月 日	第2回
第3回										年 月 日	第3回
第4回										年 月 日	第4回
第5回										年 月 日	第5回
第6回										年 月 日	第6回
第7回										年 月 日	第7回
第8回										年 月 日	第8回
第9回										年 月 日	第9回
第10回										年 月 日	第10回
第11回										年 月 日	第11回
第12回										年 月 日	第12回
第13回										年 月 日	第13回
第14回										年 月 日	第14回
第15回										年 月 日	第15回
第16回										年 月 日	第16回
第17回										年 月 日	第17回
第18回										年 月 日	第18回
第19回										年 月 日	第19回
第20回										年 月 日	第20回
計			(の金額)			(の金額)			(の金額)		

3 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由

(特例物納ができるのは、延納によっても金銭で納付することが困難な範囲に限られます。)

5 その他参考事項

右欄の該当個所を で囲み住所、氏名及び年月日等を記入してください。	被相続人 遺贈者	(住所) (氏名)	相続開始年月日	年 月 日
申告 (期限内、 期限後、 修正) 更正、決定				年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

(下の欄には記入しないでください。)

税務署 整理欄	特例物納事務整理簿整理 年 月 日 印	一人別徴収カード整理 年 月 日 印
------------	------------------------	-----------------------

記載要領は、裏面をご覧ください。

4 特例物納土地.....別紙特例物納土地目録のとおり

関与税理士
電話

記載要領

1 「1 特例物納対象税額等」欄

(1) 「特例物納対象税額」欄

延納税額(利子税、延滞税は含みません。)から平成6年3月31日までに納期限が到来している分納税額を控除した金額を記載してください。

ただし、申請時において納付済の分納税額は記載を要しません。

(注)延納条件の変更により、平成6年4月1日以降に分納期限を延長したものについては、含めることができます。

(2) 「特例物納申請税額」欄

特例物納対象税額のうち、特例物納の許可を求めようとする税額を記載してください。

(注)延納によって金銭納付可能な金額は、含めることはできません。

(3) 「特例物納申請後の分納税額」欄

「特例物納対象税額」から「特例物納申請税額」を控除した金額を記載してください。

2 「2 特例物納対象税額等の内訳」欄

(1) 1の から の各欄の、「不動産等に係る延納相続税額」、「動産等に係る延納相続税額」のそれぞれについて、その内訳を記載してください。

(2) 「特例物納申請税額」欄の各回の分納税額に1,000円未満の端数が生ずる場合には、その端数金額は申請する初回の分納税額に含めて記載してください。

(3) 「分納期限」欄は、当初の延納許可に係る分納期限(延納条件の変更により、分納期限が延長されている場合は、延長後の分納期限)を記載してください。

3 「3 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由」欄

延納によっても金銭で納付することが困難な事由を具体的に記載してください。

なお、当該欄内に記載しきれない場合は、税務署に備え付けてある「金銭納付を困難とする理由書(特例物納用)」又は適宜の用紙に記載してください。